

# 障害者負担8分の1

障害者自立支援法の施行に伴つサービス利用者の負担を軽減するため、県は一日内予定の二〇〇七年度一般会計当初予算案に、負担上限額の引き下げ措置を盛り込む方向で最終調整に入った。所得別に決まっている負担上限額の八分の一を目指している。報酬単価の引き下げに算生法の変更などで経営が悪化している施設に対する運営費補助や、地域活動支援センターの運営・委託が財政の大きな圧迫要因となつた市町への補助も実施する見通し。障害者の施設利用の減少や生活の質の低下に一定の歯止めをかける。

サービス利用の負担上限額は、年収に応じて一萬五千円から三万七千二百円などと決められていく。国は経過措置として現在、これを二分の一に設定しているが、負担への批判の高まりを受け、新年度から四分の一に引き下げる。県は障害者の生活状況などから、一層の負担軽減が必要と判断。利用者負担が規定上限額の八分の一程度となるよう利用料を補助する。

通所施設や在宅サービスの利用者を対象とする見込み。福祉作業所など通所施設利用者に対する補助を減らすことはないよう、食費の一部も補助する。グループホームやケアホームの利用者には、国の負担軽減策と別に金銭的な支援を導入する。

## 1日内示の県予算案

# 施設利用料を補助 引き下げ 上限額 市町村へも独自支援

サービス事業者や市町村への支援は、国の激変緩和対策を活用して行

う。年度内に国が配分する約十四億円で基金を造成。県費も投入し、小規

上毛新聞  
1/31. 07年

模グループホームに対する運営費の支援や、市町

村の地域活動事業への補助を行う。  
国は二九年度の制度見直しを打ち出しており、県は一連の支援策を〇八年度までの时限措置として実施。同時に国に対し、制度の大幅な見直しを求める。障害者の負担軽減は、小寺弘之知事が予算編成にあたり、「弱者対第一」の柱に打ち出していた。